

- 問題 1. 中華人民共和国は、すべての国際輸出管理レジーム（原子力供給国会合（NSG）、オーストラリア・グループ（AG）、ミサイル技術管理レジーム（MTCR）、ワッセナー・アレンジメント（WA）に参加している。
- 問題 2. アメリカ合衆国は、輸出令別表第 3 に掲げる地域（いわゆるホワイト国）に含まれる。
- 問題 3. リスト規制に該当する暗号装置の製造技術であっても、たった 1 枚の図面をサンプルとしてドイツにあるメーカーに提供して見せる程度であれば、当該暗号装置を製造することはできないので、役務取引許可は不要である。
- 問題 4. 大阪にあるポンプメーカー A は、輸出令別表第 1 の 3 の項に該当するポンプ 2 セット（総価額 20 万円）をフランスにある大手化粧品メーカー B に輸出する予定である。この場合、ポンプメーカー A は、輸出令第 4 条第 1 項第五号の少額特例が適用できるので、輸出許可は不要である。
- 問題 5. 東京にある貿易会社 A は、横浜にある工作機械メーカー B より、ロボット α を 3 台購入し、イギリスにある造船メーカー C に輸出する予定である。貿易会社 A の担当者 X は、工作機械メーカー B の担当者 Y から、ロボット α の該非判定書を入手したところ、リスト規制には該当しないと書かれていたので、そのまま内容をチェックすることなく、輸出した。貿易会社 A は、輸出から 1 か月後、工作機械メーカー B より、ロボット α は、実はリスト規制に該当であったと連絡を受けたが、この場合、貿易会社 A には法的な責任はなく、無許可輸出にはあたらないので、行政庁への報告は不要である。
- 問題 6. 「輸出貿易管理令別表第 1 及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」は、経済産業省令である。下線部分は正しい。

問題 7. 大阪にある電機メーカーAは、外国ユーザーリストに掲載されている中国の企業B（懸念区分は、ミサイル）から、北京の大気汚染がひどいので、同社の北京にある事務所の従業員の健康を守るため、空気清浄機α（輸出令別表第1の16の項に該当）を5台購入したいと連絡を受けた。この場合、電機メーカーAが、当該空気清浄機αを企業Bの北京事務所に輸出することは大量破壊兵器キャッチオール規制の客観要件に該当するので、輸出許可が必要である。

問題 8. 外為法第48条第1項の違反に対しては、未遂罪も罰せられる。

問題 9. 具体的な輸出案件があつて、輸出しようとする貨物の該非の判断が貨物等省令などの条文の規定のみでは判断が難しい場合は、事前に経済産業省に該非判定の相談をすることができる。

問題 10. 経済産業大臣は、過去に数度、各輸出関連団体宛に輸出管理内部規程の作成による安全保障貿易管理に関する法令遵守の徹底と経済産業省への届出の要請を行なっている。

問題 11. 広く実務で使用されている特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可証の有効期限（期間）は、5年である。下線部分は正しい。

問題 12. タイで半導体メーカーの社長をしている友人Aが、年末年始の休暇で3年ぶりに日本に戻ったので、現在開発中の通信用の半導体について技術的な意見を聞く予定である。友人Aにリスト規制に該当する技術を一部見せることになったとしても、同じ日本人なので役務取引許可は不要である。

問題 13. 輸出許可申請時に添付する契約書には、原則として、政府の許可が得られるまで契約が発効しない旨の規定を盛り込んだものであることが運用通達で求められている。

問題 14. 外為法では、輸出許可が必要な2億円の半導体製造装置を不正輸出した場合、輸出者に対して、10億円までの罰金を科すことができる。

問題 15. 輸出令第 4 条第 1 項の特例の規定は、輸出令別表第 1 の 1 の項に該当する貨物には適用できない。

問題 16. 福岡にある貿易会社 A では、該非判定については、製品の注文を受けた海外営業担当者が、責任を持って、一人で行うことになっている。海外営業担当者は、インターネットで「輸出令別表第 1」と「外為令別表」をチェックし、注文を受けた製品がそこに掲載されていなければ、ただちにリスト規制非該当と判定し、輸出している。貿易会社 A の輸出管理体制は適切といえる。

問題 17. 輸出令第 5 条第 1 項では、「(A) は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第 48 条第 1 項の規定による許可若しくは第 2 条第 1 項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。」と規定されているが、(A) には「税関」が入る。

問題 18. 輸出管理内部規程における監査は、費用と人手がかかるので経済産業省や警察から問い合わせがあった時に行えばよい。

問題 19. 「輸出令別表第 1 の 2 の項の中欄に掲げる貨物」とは、輸出令別表第 1 の 2 の項に該当する貨物という意味である。

問題 20. 東京にある貿易会社 A は、輸出令別表第 1 の 9 の項に該当する通信装置 α (価額 150 万円) を ODA (政府開発援助) 案件で、インドネシアにある離島に輸出する予定である。この場合、ODA (政府開発援助) 案件なので、常に輸出許可は不要である。

問題 21. 大阪にある半導体製造装置メーカー A は、輸出令別表第 1 の 7 の項に該当する半導体製造装置 3 台を、取得している特別一般包括輸出・役務 (使用に係るプログラム) 取引許可を適用して、フランスの半導体メーカー B に輸出した。この場合、半導体製造装置メーカー A は、この輸出に関する資料を輸出時から少なくとも 5 年間保存しなければならない。

問題 2 2. 名古屋にある電機メーカーAは、インドネシア向けに特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して輸出令別表第1の7の項に該当する集積回路（総価額200万円）を輸出しようとしたところ、通常兵器の製造に使用される疑いがあったので経済産業省へ届け出た。その後、経済産業省から当該輸出について異議はない旨の連絡があったので、電機メーカーAは特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、当該貨物を輸出することができる。

問題 2 3. 大阪にある鋼材メーカーAは、中国にある造船メーカーBからリスト規制に該当しないステンレスの板20トン分の注文を受けた。用途を確認したところ、戦闘機の部品製造に使うと電話で連絡を受けた。この場合、鋼材メーカーAは通常兵器キャッチオール規制の用途要件を満たすので、輸出許可申請が必要である。

問題 2 4. 通常兵器キャッチオール規制は、国際輸出管理レジームであるMTCRでの合意に基づき実施されている。

問題 2 5. 平成18年3月3日付けの「安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について」2（3）では、「出荷・輸出される貨物等が、関連書類に記載された貨物等と同一であることを確認するとともに、通関時に事故が発生した場合には、輸出管理統括部署に速やかに報告される体制を整備すること。」が求められている。下線部分は正しい。

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
MTCR	Missile Technology Control Regime、 ミサイル技術管理レジームのこと。
リスト規制	国際的な合意等を踏まえ、武器及び大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれの高いもの、具体的には輸出令別表第1の1から15の項に該当する貨物、又は外為令別表の1から15の項に該当する技術（役務）を輸出（提供）しようとする場合、経済産業大臣の許可が必要となる制度。
キャッチオール規制	大量破壊兵器キャッチオールと通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者や用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。
運用通達	輸出貿易管理令の運用について

平成25年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第25回)

(STC Associate)試験問題